
第2回 日 野 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （第2日）

令和7年3月11日（火曜日）

議事日程

令和7年3月11日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（町長）
- 日程第2 議案第4号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第9号）（町長）
- 日程第3 議案第5号 令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（町長）
- 日程第4 議案第6号 令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第4号）（町長）
- 日程第5 議案第27号 日野町江府町日南町衛生施設組合規約の変更に関する協議について
（町長）
- 日程第6 議案第28号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第10号）（町長）
- 日程第7 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて（町長）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（町長）
- 日程第2 議案第4号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第9号）（町長）
- 日程第3 議案第5号 令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（町長）
- 日程第4 議案第6号 令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第4号）（町長）
- 日程第5 議案第27号 日野町江府町日南町衛生施設組合規約の変更に関する協議について
（町長）
- 日程第6 議案第28号 令和6年度日野町一般会計補正予算（第10号）（町長）
- 日程第7 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて（町長）
-

出席議員（10名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 小 林 良 泰 | 2 番 小 河 久 人 |
| 3 番 坪 倉 敏 | 4 番 中 山 法 貴 |
| 5 番 梅 林 智 子 | 6 番 金 川 守 仁 |
| 7 番 松 本 利 秋 | 8 番 安 達 幸 博 |

10番 中原 信 男

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 中 田 早 文 書記 ————— 小 川 由美子
書記 ————— 瀬 崎 将 太

説明のため出席した者の職氏名

町長	———	埴田淳一	副町長	———	音田守
教育長	———	安達才智	総務課長	———	景山政之
住民課長兼会計管理者	——	荒木憲男	企画政策課長	———	神崎猛
健康福祉課長	———	住田秀樹	産業振興課長	———	杉原昭二
建設水道課長	———	音田雄一郎	教育課長	———	遠藤律子

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（中原 信男君） ただいまの出席議員数は１０人であり、定足数に達していますので、これより令和７年第２回日野町議会定例会２日目を開会いたします。

出席議員には、タブレット端末の使用を、例規等確認のため許可をしております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

初めに、町長より申出がありましたので、発言を許します。

埕田町長。

○町長（埴田 淳一君） 令和7年3月4日に、議案第21号、令和7年度日野町一般会計予算を上程させていただきましたが、予算に関する説明書の中の一部に誤りがございましたので、おわび申し上げますとともに、訂正をさせていただきたく存じます。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 議案第21号で上程させていただきました令和7年度、日野町一般会計予算の予算に関する説明の給与費明細書につきまして、一部訂正がございますので、御説明をさせていただきます。

お配りしました令和7年度日野町一般会計予算、給与費明細書、正誤表を御覧ください。予算書12ページから14ページにかけまして、会計年度任用職員以外の職員及び会計年度任用職員の給与に関する表でございますが、それぞれの職員数に誤りはございませんが、太枠で囲んでいる部分につきまして、12ページでいいますと、（1）総括の職員数、13ページ、14ページにつきましては、前年度との職員数の比較の集計に誤りがありましたので、ここにおわび申し上げ、訂正をさせていただきますと思います。説明は以上でございます。

日程第1 議案第3号

○議長（中原 信男君） それでは、日程第1、議案第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第1、議案第3号、専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第4号

○議長（中原 信男君） 次に、日程第2、議案第4号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。

最初に、歳入全般であります。9ページから15ページまでの質疑を行います。歳入の質疑あ

りませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） ないようでしたら、次に進みます。

次に、歳出、16ページ、総務費から、19ページ、衛生費までの質疑を行います。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、16ページの企画費、企画費の中の負担金、補助金及び交付金1,282万4,000円の中にですね、今年度、平井知事が全県下の小売店を、営業を継続してもらおうということで、知事の肝煎りで300万、県が150万、町が150万ということで300万の予算がついておりましたけど、これが300万が減額になってますが、その理由について、再度お聞きしたいと思います。

○議長（中原 信男君） 16ページの企画費の補助金300万円についての質疑です。

神崎企画政策課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） 改めて説明を申し上げます。これについては、町内の食料品取り扱っておられる3店舗について助成をさせていただいておりますが、そのうち、あいきょう、こちらのほうは屋根の修繕ということで助成をする予定だったところですが、これも改めてになりますけれども、私どもの着手が非常に遅くなって、冬の時期を迎えてしまったということでごさいます。そういうわけですから、令和6年度は予算を落として、令和7年度に改めて予算を要求というか、上程をしております、改めて向かいたいというふうに考えております。利用される住民の方、それから議会のほうにも、それから店舗のほうにも、非常に御迷惑をおかけしておりますというようなことで、大変申し訳なく思っております。以上です。

○議長（中原 信男君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 今、何となく、お断りしたような説明であります、これは先ほども言いましたように、全県下のスーパーっていうか、農協さん等が撤退されるということで、これ継続が困難なところがあるということで、1年でも早く、それを計画を立てて存続していただくような、これは予算でありました。実際には、これは新年度予算についてありまして、本町は3件、この対象になったところがあるわけですが、それが新年度予算にかかわらず、12月の28日、御用納めのときに初めて、そういうお店に行って協議されてますよね。当然ここに残ってるあいきょうさんの雨の漏る工事というのは、この冬にかかってできるわけがないですよ、正直言って。それは、なぜそういうふうな事態になる。12月28日まで何をやられてたんですか。現実には12月28日に対象の店舗の皆さんと話をして、できてるのは1件、あと1件はま

だ工事してますよね。それで、このあいきょうさんについては来年に持ち越しております。これをどこにどういう問題があってできなかったのか。できなかった理由がはっきりしてれば、どういうふうな、職員に対して、執行部として、それについて指導うか助言または処分を、これは大きな問題ですよ、それをどういうふうにされたのか、再度お聞きします。

○議長（中原 信男君） 神崎企画政策課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） それぞれの事業者の方に、最初の聞き取りについては割と年度の早い時期に行ったということでございます。それで、これを具体案にして、改めて店舗のほう、それから補助をいただく県のほうにお示しさせていただくというようなことに関して、非常に遅くなったというようなところでございます。これに関しましては、企画政策課、所管しているのは課長である私でございますので、私のほうに責任があるというふうに痛感しております。重ね重ねになりますが、これについては大変申し訳なかったというところで、おわび申し上げたいというふうに考えております。経過等は以上でございます。

○議長（中原 信男君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 今、課長のほうからおわびしますという、その気持ちは分かりますよ。分かりますけど、やっぱり買物難民を出さないようにということで1年早くでと思うんですね。それを予算を執行して、その店舗が何年か先まで計画を立てて残る、存続するっていうのが一番の問題で、これ1年遅れたということは、1年間放置したということになるんですよ。ましてや、今ははっきり言われませんが、これは職員がちゃんとした職務、仕事をしてなかったのが原因じゃないですか。

それと、私疑問に思うのは、こういう予算を県が来年度また、それを今年できなかったからつけてやるっていうのが、寛大な措置っていうか、私はそれにも疑問を持ってますけど、だからもう少し詳しく、何で職員が12月28日まで対象の店舗の人と協議しなかったのか。それをはっきりしなさいよ。

○議長（中原 信男君） 課長、ちょっと待って。12月28日という言葉が再三出ておるので、当初説明があった12月28日というのは、県に協議に行って、来年度の予算確保という動きをしたのであるんじゃないの。竹永議員が今おっしゃってるのは、なぜもうちょっと早く、その対象の店舗との協議をしなかったことは怠慢じゃないかという意味の発言だと思うんだけど、その2つについて議員の誤解を解くというか、説明をしてください。

神崎企画政策課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） 12月28日に足を運んだというのは、県のほうに改めて説明

をしたというようなところでございます。それで、大体、店舗のほうにも同じような時期に説明をさせていただいたというようなことがあったかと思います。

それで、本当に私どもの着手が遅れたということに尽きると思うんですけれども、怠慢ではなかったかというふうに言われれば、これは監督している私の責任、怠慢と言われても仕方がないというふうに考えております。以上です。

○議長（中原 信男君） いやいや、もう3回で、竹永議員、やめてください。

ほかに。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 関連の質問をいたします。事情を話されて、課長が自分の監督不行き届きだということで釈明をされております。もちろん担当課の課長でありますから、課長の責任は大変重いと思いますが、とはいっても当初予算が執行してないっていうのは、課長だけのチェックなんではないでしょうか。その上の副町長、町長等はチェックをしないのでしょうか。ここらを町長、副町長にお尋ねをしたいと思います。そういうことがないと、ここでは減額補正だけの問題ではなくて、再発防止のためには、町長、副町長、課長がどのように事業執行を考えているかっていうのは大きな問題です。ここを町長、副町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 予算計上をしていただいた事業の進行管理というか、の面だと思います。

多くは起案をされて、それから決裁ということで物事が進んでいくんですけれども、全体把握ということで、管理職会議、特に四半期ごとですね、2四半期が終わったぐらいに、今年度事業の進捗についてはどうだっていうような、そういう問いかけをします。特別にこの事業、この事業というわけではないんですけれども、進捗管理をしっかりしていただきたいというようなお話をさせていただくというのが通例であろうと思います。また、そういうことをやっております。以上です。

○議長（中原 信男君） ちょっと言葉が足りないと思いますよ、町長。

○町長（埴田 淳一君） 今回こういう、どういうんですか、先ほども言いましたように、当初予算で計上していただいた事業を結果的に着手が3四半期になる。これは非常に予算の、どういうんですか、効率的な執行っていう面でも非常によくない事例だと思います。今まで以上に、担当課もですけれども、私どものほうもしっかり進行管理をしていき、再発防止を目指してまいりたいと思います。

○議長（中原 信男君） 副町長、いいですか。はい。

ほかにもいいですか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 町長、しっかりと当初予算に、これから当初予算の審議も始まるわけでありまして。これが可決するかしないかは分かりませんが、まだ。した段階で、令和7年度の執行に対しては、今回の事件を教訓に、しっかりと、こういうことがないように進捗管理をしていただきたいと思います。

それと、先ほど9番議員が県の予算について触れられました。この予算審議の全協のときにも、私も申し上げました。どういった説明で県に申入れをし、県が内諾をしておるのかというのはよく分かりませんが、ということで説明を伺いました。県は予算をつけてやるっていうような前向きの答弁でしたっていうぐらいしか聞いておりませんが、とはいっても、まだ県議会も済んでない段階でありますから、つくかどうかというのはよく分かりません。もしこれがつかなかった場合には、これフィフティー・フィフティー、町も半分出しておるんですけれども、町は県がつかなかったら、丸々300万、町費ですという覚悟はありますか。

○議長（中原 信男君） 神崎企画政策課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） 改めて県との協議の内容についても若干触れさせていただきますけれども、県のほうには、今回議会とお話をしたように、私どもの着手が遅れたということも話をさせていただきました。その上で、事業が妥当であれば、これについては県としては認めるというようなお答えだったというふうに記憶しております。それで仮に今回つかなかったら、県のほうから支援がいただけなかったら、令和7年度はどうするのかというところでございます。なかなか仮定の話ですんで、お答えするのが難しい問題なんですけれども、3店舗のうち2店舗につきましては助成をさせていただいているというところでございます。何らかの予算措置をして向かわざるを得んのではないかなというふうに今のところは考えているというところでございます。以上です。

○議員（8番 安達 幸博君） 分かった。300万丸々、町費ですという意味だね。

○議長（中原 信男君） 神崎企画政策課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） 現状のところは、財源のフォローは可能であればしたいと思いますけれども、助成はしないといけないんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（中原 信男君） 当然、町長と協議してやるんでしょ、はい、もう一度。

○企画政策課長（神崎 猛君） 今のは私の一存での回答であります。これについて、事前に町

長や財政のほうと協議をしているわけではございません。当然、予算の裏づけっていうのは改めて調整というようなことになろうかと思えますんで、担当課としてはやらないといけないというふうには思っておりますが、改めて、町長、副町長、財政、担当部課、そういったところと協議を進めるというようなことになろうかと思えます。以上です。（発言する者あり）

○議長（中原 信男君） 町長、今の課長答弁でいいですか。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ちょっと今、内輪で情報交換してましたんで。どういうんですかね、県の姿勢として、担当部局のほうがちゃんと私どものお話をしっかり聞き留めていただいたっていうふうに感じてます。私のイメージ、常識ですと、年度内に工事が終わらないっていうか、そういうようなことがあるんでっていうことだったら、明許の繰越しというような手段で、次の年度の予算っていうのがなかなか組み立てにくいなっていうときには、繰越しというようなことも恐らく県の担当課のほうも考えたかもしれませんけれども、やっぱり知事の肝煎り政策っていうことです。しっかりそちらのほうは大丈夫だよっていう担当課の自信の表れで、こういう予算、次年度に新たに申請してもらっていいですよっていうようなお話になったと思いますので、要は県のほうもしっかりRの7の県予算で通す、そういう意気込みを感じているところであります。以上です。（発言する者あり）

○議長（中原 信男君） そこですけん、町長。

○町長（埴田 淳一君） 事業者さんとはこういうことをしますよっていうことでお話を調整させていただいてますので、県の予算がつかなければ、県の予算が成立しなければ、事業者さんとのお約束を果たすためにどういうことをするのかっていうのはおのずと限られてくると思います。以上です。（発言する者あり）単町でお願いせんといけんっていうふうに感じておりますので、その辺はまた予算のところで御審議いただきたいと思えます。以上です。（発言する者あり）

○議長（中原 信男君） ちょっと今整理しますけども、町長は最後のほうで、単町でも何とかしなければいけないということは、県の予算が通らなかつたら、単町でもやるという発言です。私はそういうふうに取りましたので、皆さんもそういうふうに御理解をしてください。

ちょっと待って。安達議員が、いいですか。

5番、梅林智子議員。マイクは、マイク。

○議員（5番 梅林 智子君） 今のお話で、事業の相手方はあいきょうというふうにおっしゃっていますけれども、これは正しくは合同会社ひまわりではないんですか。

○議長（中原 信男君） はいはい、それはちょっとあいきょうでは……。ちょっと答えさせます。

神崎企画政策課長。

○企画政策課長（神崎 猛君） 大変失礼いたしました。店舗の名称はあいきょうなんですけれども、補助の相手方は合同会社ひまわりということでございます。

○議長（中原 信男君） ちょっと待って。梅林議員、いいですか、理解されましたか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 誤解を与えますので、正確にお話しをいただきたいと思います。

○議長（中原 信男君） 9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 先ほど町長は、今回、県がつかなかったら単町費でと、これは当然のことだと思いますが、職員の怠慢、ミスで、使えるお金を県にお返しして、それを単町費で、それを住民の税金を使うっていうのは、非常にこれは論外っていうよりはおかしいことです。単町費でするのはいいですよ、だけどそういう考えは甘い。全然反省がない。なぜ住民の税金で、職員が仕事をしていなかったことに関して、またお金出すんですか。そういう考えはおかしいじゃないですか。またっていうのは、税金のミスのおきもそうです。町民の税金であれば補填したんですよ。それをまた繰り返すんですか。これは大切なことですから、あえて言わせてもらいましたが、町長、おかしいんじゃないですか、考え方が。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） どういうんですか、県予算が通らないかどうかっていうのはまだまだもうちょっと先のことでして、私どもの見通しは、それから恐らく県の担当課の見通しは、予算は通るであろうということを前提にしております、県会です、県の。ですから、もし最悪の場合はどうするんだっていうときに、そういう県費が全然つかなかった、でも合同会社ひまわりさんとお約束している部分については、ちゃんと達成できるようにしないといけない。今、一般財源っていうようなイメージもあるんですけども、何かいい補助金とか制度の融資とか、そういうのを見つけながら対応していく。どういう対応になるか、今まだ想定は想定ですので、恐らくそちらの道は確率としたら低いと思います。県からちゃんと補助金を出していただける思っていますので、県予算の成立を見てから、またいろいろ、最悪の場合でしたら、いろいろ考えていかないといけない、そのように考えております。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。この件について、この補助金についての質疑がありますか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） なかったら、ほかの部分での質疑をお受けいたします。

16ページから19ページの間で質疑はございますか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） ないようですので、次に、19ページ、下段、農林水産業費から25ページ、公債費までの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、最後に、議決部分であります1ページから6ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第2、議案第4号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第9号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号

○議長（中原 信男君） 日程第3、議案第5号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、予算全般にわたって行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第3、議案第5号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

○議長（中原 信男君） 次に、日程第4、議案第6号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明は初日に終わっていますので、これより質疑を行います。質疑は、予算全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第4、議案第6号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号

○議長（中原 信男君） 日程第5、議案第27号、日野町江府町日南町衛生施設組合規約の変更に関する協議について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第27号、日野町江府町日南町衛生施設組合規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

これは日野町江府町日南町衛生施設組合の事務所の位置について、現在、江府町大字江尾17

17番地の1、江府町役場内と定めておりますが、令和7年6月1日から江府町大字佐川2番地、日野町江府町日南町衛生施設内へ変更するに当たり、地方自治法第286条第2項の規定により、規約の変更に関し協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） この施設移転の理由をお聞かせください。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 江府町役場内に今、事務所があるんですけども、江府町役場内が一つは手狭になったっていうことと、もう一つは衛生施設組合、将来を見通して、こちらの施設のほうに事務局を置くほうが、より、どういうんですか、事務が円滑に進むだろうということで、こちらのほうに移されるっていうことでございます。以上です。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第5、議案第27号、日野町江府町日南町衛生施設組合規約の変更に関する協議についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号

○議長（中原 信男君） 日程第6、議案第28号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第10号）について、提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第28号、令和6年度日野町一般会計補正

予算（第10号）について御説明申し上げます。

議案書を御覧いただきたいと思います。これは歳入歳出それぞれ480万円を追加し、予算総額を40億1,640万7,000円とするものでございます。補正額等は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思います。

次に、3ページ、第2表、繰越明許費補正を御覧ください。耐震性貯水槽整備事業について、令和7年度に繰り越して事業を行うもので、補正前の1,532万4,000円から補正後の2,012万4,000円に変更するものでございます。このたびの補正予算は、野田地区の耐震性貯水槽設置工事におきまして、掘削したところ、軟弱な粘土質であり、また湧水及び先週初めの強い雨により路肩が崩壊したことにより、その対策を緊急に講ずるために増額補正するものでございます。

補正予算の詳細につきましては、総務課長より説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 議案第28号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第10号）について、予算に関する説明から御説明いたします。

5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は御覧をいただきたいと思います。

歳入について御説明いたします。6ページを御覧ください。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入金が480万円の増額です。

続いて、歳出について御説明いたします。同じく6ページを御覧ください。消防費、消防費、非常備消防費は、現在、野田地区で工事を進めております耐震性貯水槽設置工事につきまして、3月3日に床掘り掘削が終わりましたが、軟弱な粘質土、いわゆる黒ぼくであり、また湧水及び先週初めの強い雨により、ブルーシートで覆うなどの対策は講じておりましたが、3月4日に路肩が崩壊いたしました。これにより、1点目は、のり面保護のための単管パイプ、コンパネを用いた土留めが必要となりました。2点目は、軟弱な土質であったため、発生土での埋め戻しが困難となり、真砂土の購入及び発生土の処分が必要となりました。3点目は、貯水槽を設置するに当たり、軟弱な地盤であるため、基礎コンクリートに鉄筋を入れるなどの補強する必要が生じました。4点目に、歩行者がのぞき込まないように安全対策が必要となりました。速やかに対策を講じる必要がございますので、このたび工事請負費を480万円増額するものでございます。

以上が令和6年度一般会計補正予算（第10号）の提案説明でございます。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は全般につい

て行います。質疑ありませんか。

8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 先ほどの、何ぼだったかな、補正が通りましたが、そのときも耐震工事、この貯水槽の繰越明許がのっておりました。それが1, 532万4, 000円でありまして、今回480万をして2, 012万4, 000円の繰越明許になるわけではありますが、先ほど課長の説明で、繰越明許になる理由らしきもの、掘ったら軟弱だったとか、通行の危険性があるのでとかいうようなことで早く作業したいということでありましたので、元からもう一度、この予算はいつついて、いつ発注をかけて、このように繰越明許になったかを時系列で教えてください。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） この耐震性貯水槽の事業につきましては、令和6年度当初予算で予算をお認めいただき、予算化させていただきました。この事業につきましては、国庫補助金の事業となりますので、国の内示をまず待つというのが第一段階でございました。国の内示が出たのがですね、ちょっとすいません、はっきりと日にちが申し上げられませんが、5月下旬だったか、5月か6月の時点で、内示のほうをいただきました。それを受けまして、設計のほうのまず委託ということで、これが7月に入札をして業者発注をさせていただきました。

設計のほうが終わりましたのが、県とのもう1か所、中菅地区の貯水槽の設置を今年度、事業を実施しておりますが、国道の入り口の部分について、県との協議にちょっと日数を要しましたので、そちらの設計が11月中に完了いたしました。

工事につきましては、それを受けて12月に入札を行い、12月に中菅地区、野田地区、それぞれ事業のほう、工事のほうを契約をさせていただきました。中菅につきましては、ほぼ工事のほうは完了いたしております。もうすぐ完成になろうかと思いますが、野田地区につきましては、当初クレーンで耐震性貯水槽を設置するということで、クレーン2台で設置するという設計にしておりましたが、現場等、業者等とのいろいろ調整を行う中で、電柱といいますか、電線ですか、電線が支障となり、ちょっとクレーンを2台使った設置は難しいということで、それを受けて、クレーンでの設置を変更して、レールをひいて移動しながら設置するという工法に変更することにいたしました。それを受けて、その工法がちょっと特殊になりますので、それが年度内に終わらないということで、先ほどのお認めいただいた9号補正のほうで、繰越しのほうの明許を上げさせていただいたというところでございます。

今回の10号につきましては、その後、先ほど言いました軟弱な土質であったり、湧水、春先

のちょっと大雨が降ったというところで路肩が崩壊したということで、追加で対策工事が必要になったということで、このたび10号のほうを、急遽でありましたが上げさせていただいたということで、大体そういったところが今回の事業の流れとなっております。説明は以上です。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） これもう当初予算で予算的にはつきました。それから設計とか、そういうことをしたりとか、されたと思いますが、そもそも、その設計ができてから発注が遅かったのではないのでしょうか。何か今お聞きしたら、そういう印象を持ちました。

基本的には中菅のほうが用地的にいろいろと延びたので、それに合わせて発注をされたようにお聞きしましたが、工事にかかるるとどんなことが起きるか分かりません。だから基本的には先ほどのことと一緒にですね、当初予算を通ったら、年度内に完成するんだという意識がここでも不足しとったのではないかなという思いがするんですが、発注は、2つのこの耐震貯水槽は同時に発注かけなければならなかったんですか。別々に野田のほうはもう用地は分かっているんだから、すぐにも発注するような段取りはできなかったんですか。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 設計につきましては、2つの工事を1つの設計で業者のほうに発注いたしました。あくまでも最終成果物をもって設計書が完成ということでございますので、仮に野田のほうが早く協議がなくてできなかったというところがあっても、最終的に両方の成果物ができて、それで設計委託業務が完了という部分がございますので、それぞれちょっと途中で、設計書が途中、検査が終わってない段階で1つだけ発注というのもちょっと難しいかなというふうに思っております。

安達議員言われるとおり、年度内完成をもちろん目指してまいりましたが、どうしても国の内示と、また今回、国道の進入部分についてちょっと時間を要したということで、その辺りで発注時期が遅くなったのは、今後、改めてまた改善といいますか、そのようにならないようにスケジュールをしっかりと、年間スケジュールを組みながら、事業実施はしてまいりたいなというふうには考えております。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 先ほどの件も同じく、当初予算を通ったものが、こういうふうにならぬ、どんな工事変更が起きるかは分かりません。できるだけ早くするっていうことが、肝に銘じて、先ほど私は申し上げました、こういう案件は再発防止をどのようにするかっていうことが大事ななということを申し上げました。町長は課長会議で四半期で一遍どうなってるかというふうな

を尋ねておりますということでありましたが、尋ねてもこのように2件あるわけです。町長、もう一度、再発防止についてのお考えを述べてください。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 繰り返しになりますけれども、予算でお認めいただいた事業については、適宜適切に執行していかないといけないと思ってます。そのために管理職会議で、どういうんですか、進行管理、これは管理職の方の一番、一義的な大きな責任でございますので、それを全員の前でっていうんですか、各課、大丈夫かね、ちゃんと進行管理をしてくださいねっていうようなお話をしております。今、議員さん、おっしゃられると、そういう、この事業はどうなのっていうような、そういうちょっと投げかけもしたほうがより分かりやすいのかなと思いますので、その辺は工夫してまいりたいと思います。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、日程第6、議案第28号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）について……（発言する者あり）ここ。訂正します。これより、日程第6、議案第28号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第10号）についての採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

○議長（中原 信男君） 日程第7、人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおり、町長から人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求められたものであります。

町長からの説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて、御説明申し上げます。

お二人おられますが、まず、お一人目は、現在、人権擁護委員である行田明美氏の任期が今年の6月30日に満了しますので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

別紙で添付しております推薦理由書を御覧いただきたいと思います。行田氏は、特別養護老人ホームで勤務する傍ら、男女共同参画推進会議ひのの会員として小地域座談会にも積極的に参加し、人権問題に積極的に関われ、日野郡の男女共同参画連絡会幹事として広域的な取組にも関わっておられます。また、地域総合型スポーツクラブの広報部長として、地域の高齢者向けの健康教室の開催に積極的に携わり、女性や高齢者の人権に関する知識を身につけておられ、人権擁護委員として適任であると考え、推薦するものでございます。

お二人目は、現在、人権擁護委員である中田康介氏の任期が今年の6月30日に満了しますので、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

中田氏は、日野町役場に長年職員として勤務され、人権センター所長を務めるなど、人権の意義や人権の大切さについての思いは、知識も含め、他に引けを取りません。また、地域の実情や課題についても熟知し、相談業務にその経験を生かしておられます。在職中は、隣保館長や日野町人権同和教育推進協議会事務局長も併任され、同和問題にも積極的に関わり、人権啓発講演会や町民人権講座の実施に携わられており、人権擁護委員として適任であると考え、推薦するものでございます。

なお、両氏とも任期は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間でございます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（中原 信男君） ただいま町長から2名の方について説明がありました。本件につきましては、1件ずつ、質疑、討論、採決を行います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。

最初に、被推薦人、行田明美氏を人権擁護委員として適任と認める意見について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、被推薦人を人権擁護委員として適任と認める意見についての採決を行います。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（中原 信男君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、2番、小河久人議員、3番、坪倉敏議員の2名を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。被推薦人を適任と認めることに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定の枠内にバツを記載、お願いいたします。また、会議規則第84条の規定により、白票は有効票の反対票として、その他、他事記載等は無効票として取り扱いますので、御承知おきください。

〔投票用紙配付〕

○議長（中原 信男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中原 信男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から議席順に順次投票をしてください。

1番、小林議員。2番、小河議員。3番、坪倉議員。4番、中山議員。5番、梅林議員。6番、金川議員。7番、松本議員。8番、安達議員。9番、竹永議員。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

小河議員、坪倉議員は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（中原 信男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 8 票、反対 1 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、被推薦人を適任と認めることに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（中原 信男君） 次に、被推薦人、中田康介氏を人権擁護委員として適任と認める意見について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、被推薦人を人権擁護委員として適任と認める意見についての採決を行います。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（中原 信男君） ただいまの出席議員数は、議長を除いて 9 人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、4 番、中山法貴議員、5 番、梅林智子議員の 2 名を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。被推薦人を適任と認めることに賛成の方は所定の枠内に丸を、反対の方は所定の枠内にバツを記載、お願いいたします。また、会議規則第 84 条の規定により、白票は有効票の反対票として、その他、他事記載等は無効票として取り扱いますので、御承知おきく

ださい。

〔投票用紙配付〕

○議長（中原 信男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中原 信男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から議席順に順次投票をしてください。

1 番、小林議員。2 番、小河議員。3 番、坪倉議員。4 番、中山議員。5 番、梅林議員。6 番、金川議員。7 番、松本議員。8 番、安達議員。9 番、竹永議員。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

中山議員、梅林議員は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（中原 信男君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 7 票、反対 2 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。よって、被推薦人を適任と認めることに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（中原 信男君） お諮りいたします。本日の会議はこれで散会にいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、本日は、これで散会することに決定をい

たしました。

本日はこれで散会をいたします。

会議の再開は、3月12日午前10時といたします。御協力ありがとうございました。終わります。

午後2時44分散会
